

# 鳥取県ジュニア美術展覧会運営部会実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県美術展覧会運営委員会要綱（以下「要綱」という。）第5条に基づき、鳥取県ジュニア美術展覧会（以下「ジュニア県展」という。）の開催及び運営について必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 ジュニア県展は、鳥取県の児童・生徒等の創作作品を発表する場を提供し、出展機会を拡大することで、芸術文化活動への意欲を高め、県内の青少年の美術活動の振興を図ることを目的に開催する。

## (主催等)

第3条 ジュニア県展は、鳥取県及び鳥取県教育委員会の主催により毎年度1回行う。

## (運営部会)

第4条 ジュニア県展の運営を円滑かつ適正に行うため、要綱第3条第1項に定める鳥取県ジュニア美術展覧会運営部会（以下「運営部会」という。）を置く。

2 運営部会は、運営委員10名以内で組織する。

3 運営委員は、学校関係者（元学校関係者を含む。）又は学識経験者等美術関係者のうちから、知事が任命する。

4 運営部会の役員及びその任務は、次のとおりとする。

(1) 会長及び副会長を各1名置く。

(2) 会長及び副会長は、委員が互選する。

(3) 会長は、会務を総理し、運営部会を代表する。

(4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 運営部会の会議は、次のとおりとする。

(1) 運営部会の議長は、会長をもって充てる。

(2) 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 運営部会の会議は、鳥取県地域づくり推進部文化政策課長が招集する。

## (出品)

第5条 ジュニア県展に出品できる者は、県内の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校（小学部及び中学部）に在学する児童、生徒とする。

2 出品作品は、絵画・デザイン、書写、写真の3部門に区分する。

## (審査)

第6条 ジュニア県展に出品された作品については、部門別に次の審査を行う。

(1) 入選作品選定のための審査

(2) 表彰作品選定のための審査

2 前項の審査を行うため、審査員を置く。

3 審査員は運営部会で決定し、鳥取県地域づくり推進部長が委嘱する。任期は、任命

した日から当該年度の末日までとする。ただし、審査員は運営委員が兼ねることができる。

また、審査員がやむを得ない事情により審査を行えない場合は、運営部会で新たに審査員を追加決定する。なお、新たな審査員を追加決定する場合、審査を行うまでに運営部会の会議に諮る時間的余裕がないときは、会長の承認を得て審査員の追加決定をすることができることとする。

#### 4 審査は公開とする。

(表彰)

第7条 優れた作品に対し、次の賞を授与し、表彰する。

- |          |        |        |
|----------|--------|--------|
| (1) 知事賞  | 18点程度  | 賞状及び副賞 |
| (2) 特別賞  | 3点程度   | 賞状及び副賞 |
| (3) 教育長賞 | 45点程度  | 賞状及び副賞 |
| (4) 奨励賞  | 108点程度 | 賞状及び副賞 |

2 知事賞については知事が、教育長賞については教育長が表彰する。

3 特別賞は、各部門の知事賞受賞作品の中から、将来性がある魅力的な作品を、学年を問わず1作品ずつ選出し、知事が表彰する。

(陳列)

第8条 入選作品を会場に陳列する。

(庶務)

第9条 運営部会の庶務は、鳥取県地域づくり推進部文化政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ジュニア県展の開催及び運営について必要な事項は、鳥取県地域づくり推進部文化政策課長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月23日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年8月16日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月5日から施行する。